

児童福祉施設職員研修 開催要綱

【社会的養護処遇改善加算対象研修】

趣旨 児童福祉施設の職員として必要な知識・技術、制度動向の理解を深め、児童福祉の専門職としての資質向上を図ることを目的として開催します。

開催形式 オンライン（オンデマンド配信）

対象 経験年数が5年未満の児童福祉施設の職員

配信期間 令和6年10月10日（木）～11月29日（金）

申込期間 令和6年 8月 9日（木）～ 9月 6日（金）

研修費用 4,000円（共通教材費）

受講決定 令和6年9月13日（金）までにご連絡します。

プログラム

時間	研修科目	研修内容
約90分	講義1 「児童福祉法改正からみる児童福祉施設の役割と課題」	令和6年4月より、改正児童福祉法が施行されます（一部を除く）。児童福祉施設で働く専門職として、児童福祉法の改正について最終確認を行い、児童福祉施設に今求められている役割について改めて考えます。

時間	研修科目	研修内容
約 90 分	講義 2 「被虐待児の心理的特徴と行動の理解」	<p>児童養護施設等の入所児には、被虐待の背景があることが多く、不適切な養育が発達段階において様々な影響を及ぼします。</p> <p>生い立ちに困難を抱える子どもの言動を心理学的な観点から理解し、生活場面に必要な支援について考えます。</p>
約 90 分	講義 3 「児童思春期の心に寄り添う支援」	<p>思春期は周囲の影響を受けながら自身を確立する時期であり、人的環境が大変大きく作用します。中にはメンタルヘルスに不調を来たす子どもも多くいます。</p> <p>児童本人への支援、そして関わる大人（職員、保護者、教師等）の体制づくりについて考えます。</p>
約 90 分	講義 4 「ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援」	<p>こども家庭庁では、ヤングケアラー支援を法制化する案が児童虐待防止対策部会に示しています。</p> <p>社会的養護を必要とする子どもの中には、ヤングケアラーとしての課題を抱える子どもが少なくないことから、ヤングケアラー・若者ケアラーの現状と支援について理解を深めます。</p>

※本研修は、対象施設〔児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、乳児院〕における処遇改善加算区分〔Ⅱ - ア、Ⅲ - ア、Ⅳ - ア〕該当研修です。
 詳細については、北海道・札幌市担当所管等あてご確認ください。

本研修は、北海道の委託を受け実施します。